

(仮称) アグリテック栽培技術発信拠点基本計画策定支援業務委託

企画提案募集に関する質問に対する回答

令和6年4月24日
埼玉県農林部農業政策課

該当資料	ページ	質問内容	回答
(様式1) 企画提案書	P1	<p>・【提出書類】の欄に「本業務を運営する際の実施体制」とありますが、企画提案書に組み込む場合は、添付書類としての提出は不要でしょうか。</p> <p>・また、実施体制を明記する際に、記載必須の事項をご教示願います。(責任者や現場監督者の類似実績等は必要か。)</p>	<p>・実施体制を企画提案書に組み込むことも可能ですが、該当部分のタイトル・項目名は「本業務を運営する際の実施体制」と明記してください。</p> <p>・業務責任者、業務執行組織体制、役割毎の人数を記載してください。氏名や実績は不要です。</p>
仕様書	P1 2	<p>委託業務の目的の中で「…施設園芸(キュウリ、イチゴ)におけるアグリテックの県内導入の促進に向けて…」と記載がありますが、対象となるのは施設園芸全般でしょうか。それとも、「キュウリ、イチゴ」限定でしょうか。限定の場合には、その理由についてもご教示ください。</p>	<p>計画を策定する過程で対象品目を拡大する可能性はありますが、優先的に取り組む品目はキュウリ、イチゴとします。県内における主な施設園芸品目がキュウリ、トマト、イチゴであり、そのうちトマトについては県としての取組が一部先行していることから、対象品目をキュウリ、イチゴとするものです。</p>
仕様書	P2 5(2) ア	<p>ア 研究及び発信拠点の取組の整理・検討の業務において、「本県が取り組むべき研究と発信拠点の在り方(体制、運営・発信方法等)」とあります。ここでいう発信方法とは、具体的にどのようなものでしょうか。</p>	<p>施設園芸のアグリテックを多くの生産者に効果的に伝えるとともに、施設園芸に導入できるようにするためには、どのような発信をすれば良いのかを具体的に検討することを委託業務として考えているものです。例えば、研究成果を専用のHPでわかりやすく発信する、発信拠点で官民が連携してイベントを実施するなどがあげられます。</p>

該当資料	ページ	質問内容	回答
仕様書	P2 5(2) ウ	「各ステークホルダー」とは、具体的にどのような方を指すのかご教示ください。	県組織内における幹部・財政部門・農林部内業務担当課所等をはじめ、国庫活用が可能な場合は国の担当者、共同研究が必要な場合は連携先企業、資機材メーカー等を想定しています。
仕様書	P2 5(3)	第1回提案が7月上旬のため、プロポーザル時点で、ある程度の「項目立て」と「取組施策の案」を提案する必要はございますでしょうか。	プロポーザル時点では、必須ではありません。一方で、企画提案書に具体的な提案をいただくことも差し支えありません。
仕様書	P3 7(2)	本件に関する協議会の委員構成の概要をご教示ください。例) 有識者〇名、農業者〇名 等 また、具体的に委員は決まっていますでしょうか。	協議会の委員構成は、学識経験者・生産者・企業・専門家・農業関係団体等それぞれ若干名で構成し、合計10名程度を予定しています。具体的な委員は現在調整中ですが、契約までには委嘱する予定です。
仕様書	P3 7(2)	協議会の各回（5月、6月、7月、9月、10月）における検討内容のテーマ（議題）をご教示ください。	5月はアグリテック栽培技術の導入とデータ活用体制に係る課題整理、6月は5月の委員意見を踏まえた取組内容案の提示やシステム内容の検討を予定しています。7月以降は、5月・6月の検討結果により必要な検討を行うとともに、具体的な計画案や県として取り組むシステムや研究施設等の仕様案に御意見をいただく場とします。
仕様書	P3 7(3)	協議会における議事録の作成は受託者の業務の範囲でしょうか。その場合、議事録は全文筆記と要点筆記のどちらでしょうか。	協議会の運営は県職員が行うため、受託者が議事録を作成する必要はありません。
仕様書	P4	仮に拠点を運営する業務が今後公募として、出された場合、基本計画策定事業者は運営に関する公募に参加することは可能でしょうか。	可能です。

以上